（様式第１）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受理番号（機構で記入） | | | | | | | |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

番 号

年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構

理事長　　柏木　孝夫 　殿

申請者 住所

氏名 法人にあっては名称

及び代表者の氏名

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（産官学連携による自律型資源循環

システム強靱化促進事業）交付申請書

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（産官学連携による自律型資源循環システム強靱化促進事業）交付規程（低炭素機構・２０２４－第６５９号。以下「交付規程」という。）第５条

第１項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

１．間接補助事業の名称

２．間接補助事業の目的

３．間接補助事業の開始及び完了予定日

　当年度の事業期間　　　交付決定日　～　令和　年　月　日

（注１）事業完了日の最終期限は、令和９年２月２８日までとすること

４．間接補助事業の内容

５．間接補助事業に要する経費 円

６．補助対象経費 円

７．補助金交付申請額 円

８．間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙）

（注）１．「間接補助事業に要する経費」は、総事業費（補助対象＋補助対象外）の額を記載すること。

２．「補助対象経費」及び「補助金交付申請額」においては、消費税等仕入控除税額を減額して申請すること。尚、次の算式を明記すること。  
（補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額）

３．この申請書には、以下の書面を添付のこと。

（１）様式２の「実施計画書」を添付のこと。

（２）その他機構が指示する書面。

（別紙）

間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 費 目 | 細分/内容  (注１） | 間接補助事業に要する経費  （注２） | 補助対象経費  （注３） | 補助率  （注４） | 補助金の額  （注５） |
| 建物等  取得費 |  | 円 | 円 | １/２ 以内  １/３ 以内 | 円 |
| 設計費 |  | 円 | 円 | 円 |
| 設備費 |  | 円 | 円 | 円 |
| 業務費 |  | 円 | 円 | 円 |
| 本工事費 |  | 円 | 円 | 円 |
| 付帯工事費 |  | 円 | 円 | 円 |
| 機械器具費 |  | 円 | 円 | 円 |
| 調査及び  試験費 |  | 円 | 円 | 円 |
| 合　計 |  | 円 | 円 |  | 円 |

（注１） 本文別表１の「補助対象経費の区分および補助率について」の内容欄に記載の費目をもとに、費用を出来るだけ分かりやすく分解して示すこと。また、各内容の算定根拠も必要に応じ添付資料で示すこと。

（注２）「間接補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味する。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

（注３）「補助対象経費」には、「間接補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

（注４） 補助率には中小企業は１/２以内、大企業は１/３以内を記載すること。中小企業とは「中小企業基本法」に定められた企業とし、大企業はそれ以外とする。

（注５）「補助金の額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（１，０００円未満は切り捨て）を指す。